

埼玉県環境科学国際センター展示館新規展示物制作業務委託仕様書（案）

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ、修正の上、契約を締結する。

1 委託業務の目的

埼玉県環境科学国際センター展示館（彩かんかん）（以下、「展示館」という。）は、楽しみながら環境問題について学習する体験型展示施設である。今般、この展示館を、主な来訪者である社会科見学の児童をはじめ、世代を問わず多くの人々にとってもより一層魅力的な施設にするため、新規展示物を制作するものである。

2 制作上の条件

- (1) コンテンツのメインターゲットは児童（小学校高学年～中学生）とする。
- (2) VR技術を活用した映像を体験できるものとする。
- (3) VRヘッドセット5台並びに固定された椅子を設置し、最大5人まで着座しながら同時体験できるコンテンツとすること。
- (4) 埼玉県の自然をVR映像を通じて疑似体験することで、子供たちが身近な環境問題に興味を持つ契機となるようなシナリオとすること。
- (5) 制作する映像は1本とし、1回あたりの体験時間については1分30秒～2分程度とすること。
- (6) 当センターの研究員（職員）が制作した映像等を自由に追加・削除することができるよう、コンテンツの更新のし易さに配慮すること。
- (7) 外部でコンテンツが体験できるよう、VRヘッドセットについては取り外して使用できるようにすること。

3 業務内容

(1) 設置場所

埼玉県加須市上種足914
環境科学国際センター展示館内

(2) 業務範囲

新規展示物設置箇所
(右図の網掛け )



環境科学国際センター展示館 新規展示物周辺図

(3) 実施計画書の作成

受託者は、以下のとおり展示物の制作及び設置に必要な諸要素を検討し、実

施計画書を作成し、埼玉県 of 承諾を得るものとする。

なお、計画に当たっては、図版、写真及びイラスト等の収集及び選定、原稿執筆等について、埼玉県 of 指示のもと受託者が行うことを原則とする。

- ① 展示情報・資料の調査及び収集
- ② 新規展示物の展示配置及び動線計画（椅子・電気設備等含む）
- ③ 制作する展示物の計画及び設計
 - ・ 展示物の具体的な解説計画
 - ・ 制作を行う展示物の図面作成
 - ・ 制作を行うグラフィックのレイアウト図・デザイン設計
 - ・ 制作を行う映像のシナリオ・演出設計
- ④ 展示物制作、設置作業の工程計画
- ⑤ その他

新規展示物のメンテナンスに係る概算費用の積算等

（４）展示制作及び設置

受託者は上記（３）で作成した実施計画に基づき、以下のとおり展示物の制作及び設置を行う。なお、やむを得ない事情により計画を変更する場合は、事前に埼玉県と協議し、了承を得ること。

- ① 展示物の制作
 - ・ VRヘッドセット・椅子・電気設備等
 - ・ 映像データの作成
- ② 展示物の設置（動作確認を含む。）
- ③ 内装改修等
 - ・ 配線工事
 - ・ 残材、破材の処分

（５）協議資料の作成

受託者は、実施計画書の作成又は展示制作及び設置を実施するに当たり、関係者及び関係団体との打合せに出席し、資料を作成する。また、埼玉県に確認の上、協議結果を資料に反映させる。

- （６）展示物の正常な稼働を受託者が保証する期間は、本契約期間終了の翌日から1年間とする。ただし、災害又は人的行為による破損・故障の場合はこの限りではない。

4 提出書類

- | | |
|----------------|----|
| （１）実施計画図書（データ） | 一式 |
| （２）竣工図面（データ） | 一式 |

- (3) 作成した映像データ 一式
- (4) その他監督員が必要と認めた資料 一式

5 関係官公庁への手続き等

本委託施行に際し、現地調査等に必要な関係官公署への手続きは、全て受託者の責任において行う。

なお、関係官公署及びその他機関との調整等を要する場合は、速やかにその旨を埼玉県に申し出て、協議する。

6 秘密の保持

- (1) 受託者は、本委託において、業務上知り得た秘密を埼玉県の承諾を得ないで第三者に漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、本委託において、業務上知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しないこと。また、受託者内部の業務関係者以外に開示しないこと。
- (3) 委託業務の過程で知り得た情報は、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、資料の処分などについては、埼玉県と協議の上行うこと。
- (4) 万が一、事故が発生した場合は、直ちに埼玉県に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- (5) 受託者が秘密保持義務に違反して、埼玉県が損害を被った場合、受託者は埼玉県が被った損害額を補償する。
- (6) 受託者は、作成する図書及びそれらに付随する資料、並びに埼玉県から提供を受けた関連資料を、当該委託に携わる者以外に漏らしてはならない。

7 著作権

- (1) 本委託で作成した全ての成果品の著作権は、埼玉県に譲渡すること。受託者は著作者人格権を行使しないものとする。この規定は、受託者の従業員及び本委託遂行に当たり再委託を行った場合の再委託先又はそれらの従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用する。
- (2) 本契約を履行するに当たり、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は当該著作物の仕様に必要な費用負担及び仕様許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (3) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、埼玉県の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。

(4) その他著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

8 契約代金の支払い

本業務に関する委託料の支払は、検査完了後の一括払いとする。

9 その他

本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合は、埼玉県と協議すること。また、展示等装置や材料等については、関係諸法令に適合するよう、関係各機関との協議を行い、検討を行うこと。